

は し が き

1. この資料集は、人事委員会が令和6年4月1日現在で実施した「東京都職員給与等実態調査」のうち、任用の部分をもとめたものである。
2. この資料集は、東京都の職員構成を示すことにより、任用制度の研究・検討に資するものである。

3. 注意事項

- ① 調査対象……………一般職に就する職員（過去との比較のため公営企業管理者を含む。）。ただし、次に掲げる職員については、参考集計表Ⅵについてのみ。
○教育職員 ○警察官及び消防吏員
- ② 職層……………理事・参事・副参事・主事（統括課長代理・課長代理・主任等・１級職・技能系等）の８段階に区分し、理事・参事・副参事を管理職としている。なお、技能系等は、統括技能長・技能長・担任技能長・技能主任等・技能主事等の５段階に区分している。
- ③ 職種……………原則として採用・昇任試験（選考）の区分による。
- ④ 年齢……………令和６年４月１日現在の満年齢である。
- ⑤ 在職年数……………正規の職員として採用された年月をもとに計算した年数である。
ただし、「４．統括課長代理・課長代理・主任等・１級職職員 年齢別・在職年数別人員表」における在職年数は、それぞれの職級における在職年数である。
- ⑥ 性別……………女性の数は、各欄の上段にそれぞれ内数で表示している。
- ⑦ 行政委員会……………行政委員会とは、選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査事務局，漁業調整委員会事務局をいう。
なお、収用委員会事務局，労働委員会事務局は、知事部局に含めている。
- ⑧ 系別……………系別は、行政系、技能系に区分し、さらに行政系は、事務系、福祉系、一般技術系、医療技術系とし、技能系は、技能系、業務系、運輸系としている。
- ⑨ 教育職員……………教育職給料表の適用者をいう。
- ⑩ 再任用職員……………参考集計表Ⅶ、Ⅷ（職層別集計、職種別集計）の集計とした。
- ⑪ 任期付研究員・任期付職員……………参考集計表Ⅸ、Ⅹ（年齢別・職層別集計、職種別集計）の集計とした。
- ⑫ その他……………百分率（％）で表した割合は、小数点以下２桁目を四捨五入しているため、その合計が必ずしも１００%にはならない。